

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2862号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

妻籠宿
(長野県南木曾町)



も く じ

随 想	情 報	情 報	調 査 レ ポ ー ト	政 策	活 動	活 動
--------	--------	--------	----------------------------	--------	--------	--------

「平成26年度 地方税財政に関する意見書」を提出！全国町村会会長が全国市長会長と共同で要請を行う！…(2)

総務大臣・地方八団体会長に藤原会長が出席！地方財政対策及び地方税制改正について意見交換を行う！…(4)

農地中間管理機構を都道府県に創設！耕作地集約し農家の大規模経営促進！
―推進法が臨時国会で成立―…(6)

真の「自治体の国際化」を目指して！熊本県芦北町…
復興たより「普代ブランド」に夢を描いて！岩手県普代村…
町村Navi…
子どもたちが誇れるふるさとづくり…
福岡県大任町長 永原 譲二…(14)

コラム

演技の季節

読売新聞東京本社論説委員
コラム『編集手帳』執筆者

竹内 政明

酒を飲むと、ときに人は演技をする。「これっぽっちの酒で酔うかよ」と理性の健在を装いつつ、目の据わっている人がいる。「いけません、もう駄目、これ以上飲んだら倒れちゃいます」と言いつつ、ほかの誰よりもしっかりと足取りで帰っていく人もいる。

連れの演技に惑わされて不用意な言動をとると、思わぬ禍根を残すことにもなりかねない。歌人の篠弘しのひろさんに一首がある。歌集『至福の旅人』より。

酩酊のポーズをとりし背の芯に浴びせられたる声を忘れず

「いっつは酔っぱらっているから、いま何を言っても覚えちゃいまい」とタカをくくった誰かが、普段は秘めている本音を口にしたのだろう。言われたほうはその言葉を胸のノートに太字で綴り、怨恨の種は心に深く根を下ろす。

職場は申すに及ばず、隣近所であれ、何であれ、本音や本心はそうたやすく口

にできるものではない。「課長は社内の鼻つまみですわね」と言いたいところを、「一匹狼ですわね」などと飾って言う。有名ホテルなどのレストランでメニューの〈誤表示〉が明るみに出たが、浮世のうづきあいは「ブラックタイガー」を「車エビ」と言いくるめるのにも似た〈誤表示〉を潤滑油にして動いている。

何年か前に読んだサラリーマン川柳の優秀作を思い出す。

無礼講 会社に戻れば無礼者

忘年会に新年会と、つきあい酒の増える季節である。場面によっては名演技も交えて、どうか楽しいひと時を。

酒にまつわる名言至言を道楽で収集してきた。作家の故・高橋和巳が随筆に書いた一節がある。「いいお酒ですな」と人に感心されるような飲み方が、あんがい静かな絶望の表現であったりする(『酒と雪と病』)

渋い演技はオスカーものだろう。

写真キャプション

中山道六十九次のうち、江戸から数えて四十二番目にあたる宿場、妻籠宿。家や土地を「売らない」「貸さない」「壊さない」という三原則のもと、地元住民の尽力により江戸時代の宿場の景観が守られてきた。11月23日には「文化文政風俗絵巻之行列」と題し、武士や飛脚などに扮した人々が町を練り歩いた。

全国町村会

「平成26年度 地方税財政に関する意見書」を提出

—全国町村会長が全国市長会長と共同で要請を行う—



▲齊藤鉄夫・公明党税制調査会長（中央）



▲西銘恒三郎・自民党総務部会長（中央）



▲石田真敏・自民党団体総局長（中央）



▲森山裕・自民党総務会長代理（中央）



▲榊屋敬悟・公明党政務調査会長代理（中央）



▲土屋正忠・自民党総務部会顧問（中央）

活 動

平成 26 年度 地方税財政に関する意見書

地方交付税総額の確保

地方交付税については、市町村が直面している医療、介護、子育て等社会保障などの経常的行政サービスや、道路・橋梁、学校等の改修費用などの増大、地域の人口動態や行政区域の拡大、地域住民の生活維持等に伴う市町村の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、歳出特別枠及び別枠加算を堅持したうえで、必要な地方交付税総額を確保すること。

償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持

固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続き、その安定的確保を図ること。

とりわけ、償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保

自動車取得税については、その税収の7割が市町村に交付されている貴重な財源であることから、その見直しに当たっては、財政運営に支障が生じることのないよう、安定的な代替財源を必ず確保し、その措置が同時に実施されない限りは、現行制度を堅持すること。

また、軽自動車税については、軽自動車の大型化・高性能化及び自動車税との負担の均衡等を考慮した税率の見直しを行うこと。

さらに、自動車重量税についても、税収の4割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、その見直しに当たっては、財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。

ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

平成25年11月27日

全 国 市 長 会
会 長 森 民 夫
全 国 町 村 会
会 長 藤 原 忠 彦

全国町村会及び全国市長会は11月27日、与党が12月12日に予定している「平成26年度税制改正大綱」の決定に向けた議論が本格化していることや、地方財政対策の折衝が近く行われることから、本会の藤原会長（長野県町村会長・川上村長）及び森全国市長会長が与党国会議員に対し、「平成26年度地方税財政に関する意見書」を提出、①地方交付税総額の確保、②償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持、③車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保④ゴルフ場利用税の現行制度の堅持について強く訴えた。（詳細は左記参照）

全国町村会

総務大臣・地方六団体合会に藤原会長が出席

— 地方財政対策及び地方税制改正について意見交換を行う —



▲新藤総務大臣（中央）以下総務省幹部が出席

総務大臣・地方六団体合会が11月27日に総務省において開催され、総務省からは新藤総務大臣をはじめ関口副大臣、伊藤政務官らが、本会からは藤原会長（長野県町村会会長・川上村長）が出席、地方財政対策及び地方税制改正について意見交換を行った。

冒頭に新藤総務大臣から、①来年度の地方公務員給与については減額要請は新たに行わないが、地方においても給与の適正化等、更なる行革努力をお願いする②財政健全化に向けて国と地方で協力する必要があるが、来年度の地方財政対策については、地域経済が本格的な回復に至っていない状況であり、地方が安定的に

財政運営を行えるよう、必要な一般財源総額について確保したい③税制改正について、地方税を充実し、偏在性が少なく安定的な税財政体系の構築に向けて取り組みたいとの発言があった。

これを受けて地方六団体を代表して山田全国知事会長から、①地方公務員給与の減額問題については、1

年という約束を守って頂き感謝している②行財政改革についても、公務員給与のあり方等について、定数は正や給与問題等、国と地方で意見交換が必要③交付税の総額確保や地方法人特別税の問題、偏在是正の問題も含め課題が山積みであり、大臣には地方が元気になるような地方税財政のためにお力添え頂きたいとの発言があった。

次に、自治財政局長から平成26年度地方財政対策について、自治財政局長から平成26年度地方税制改正について説明があった。

その後の意見交換で、藤原会長は、はじめに地方財政対策について、地方交付税の必要な総額の確保、とりわけ、「歳出特別枠」について当面維持するとともに、「別枠加算」の堅持を要請。その上で、「合併算定替え」終了に伴う交付税算定方法の見直しに当たっては、合併しなかった町村も含め、財政需要の変化を的確に反映するとともに、小規模自治体において必要な行政サービスが提供できるよう「段階補正」の復元も検討するよう求めた。

次に地方税制改正について、①車体課税について、自動車取得税の引き下げ及び廃止にあたっては安定的な代替財源の確保が前提であり、そ

活 動



▲本会からは藤原会長が出席

の場合、軽自動車については、地方では生活に欠かせない足となっていて、自動車の負担の公平も考慮した、適切な税率見直しによる財源確保を行うこと。②地方法人課税について、あり方の見直しとして提案されている法人住民税の交付税原資化は、本会が主張してきた「偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築」に沿うものと受け止めているが、交付税原資化した分は全額地方に配分することが前提であり、一方で、市町村の法人住民税は、地域社会の費用について、法人にも幅広く負担を求めるために

課税するものであるとの原則や、これまで企業誘致など税源かん養に努めてきた地方自治体の取組を十分考慮する必要があることから、個別町村において行政サービスの低下を招かないよう慎重に行うこと。ーを要請した。
また、「償却資産にかかる固定資産税」及び「ゴルフ場利用税」の現行制度の堅持も併せて要請した。
最後に新藤総務大臣から、「経済成長の実感を全国津々浦々に感じていただけないと、アベノミクスも途中で腰折れしてしまう可能性がある。景気が戻ってないのに、税収が戻ってないのに、これを平時モードに切り替えるということは、何が起ころかとは言わずもがなである。ここについて、私は強く言っていく。それから、地域の皆さんが将来に希望を見いだせる、そして努力しようとしないと経済は戻らない。また、地域対策予算を別枠で設け、各省で行っている市町村向けの支援策を取りまとめ、地域の創意工夫が活かせるような制度を創設しよう」と経済財政諮問会議で提案している。今後とも国と地方が協力して頑張らないといけないと考えており、皆さんからのご支援をお願いする。」との発言があった。



地方公共団体金融機構(JFM)は全自治体の出資による「地方の、地方による、地方のための」共同機関です。

融 資

地方公共団体に長期・低利の資金を提供しています。

- ①期間 最長30年
- ②利率 財政融資資金と同率*
- ※機構特別利率対象事業 (平成25年10月時点)

地方支援

地方公共団体の資金調達をお手伝いします。

- ①個別の自治体のニーズに対応した出前講座の開催
- ②自治体ファイナンス・アドバイザーによる個別具体的な課題に対するアドバイス

資金運用にJFM債を
ご活用ください

- ①JFM債は、強固な財務基盤を背景に信用力が極めて高く、格付けは国債と同じ国内最高水準*です。
※平成25年10月時点
- ②5年、10年、20年債のほか、投資家のニーズに応じた様々な年限による債券を発行しています。

債券ご購入時等の留意事項について

当機構の債券発行計画を含めた将来的な見通しは、現時点で当機構が得ている情報に基づくものであり、潜在的なリスクと不確実性を含んでいるため、マーケットの動向や経済状況、法令といった様々な要因により、将来の状況はこの資料の記載とは異なる可能性があります。そのため、投資家の皆様におかれましては、慎重に判断し、リスク等に十分に留意した上でご購入等されることをお求めいたします。

詳しくは当機構HPをご覧ください。>>>

<http://www.jfm.go.jp>



政策解説

農地中間管理機構を都道府県に創設 ＝耕作地集約し農家の大規模経営促進＝

— 推進法が臨時国会で成立 —

水田や畑などの耕作地を集積・集約化し、農業の大規模経営化を推進するための「農地中間管理事業推進法」が、12月5日の臨時国会で成立した。早ければ2013年度内に各都道府県に設置される農地中間管理機構が、地域で点在している農地を借り受け、大規模経営を目標としている農家などに貸し出す。農林水産省は、機構の設置により経営改善に意欲的な認定農業者など「担い手」による農地の利用面積を今後10年間で現在の5割から8割まで引き上げ、集約化によるコスト削減と生産性向上を目指す。

成長戦略にも機構創設を明記

農地中間管理機構は、安倍晋三首相の経済政策「アベノミクス」の第三の矢の成長戦略として政府が6月に閣議決定した、「日本再興戦略」の中に盛り込まれている。日本再興戦略では、農林水産業を成長産業にするため▽今後10年間で全農地面積の8割が担い手によって利用され、担い手のコメ生産コストを4割削減し法人経営体数を5万とする▽2020年に6次産業の市場規模を10兆円（現状1兆円）とする▽20年に農

林水産物・食品の輸出額を1兆円（現状約4、500億円）とする▽今後10年間で6次産業化を進める中で、農業・農村全体の所得を倍増させる

戦略を策定する一という成果目標を設定した。農業では「農地中間管理機構が法人経営、大規模家族経営、集落営農、企業など担い手への農地の集積・集約化に配慮して貸し付ける農地再配分スキームを確立する」とした上で、今秋までに具体化し速やかに法制化を含む措置を実施すると明記した。

農水省の発表資料などによると、国内の耕地面積は今年7月15日現在で前年比0・3%減の453・7万ヘクタール。宅地への転用や「以前は耕作地だったが1年以上作物が作られない土地」と定義される耕作放棄地などが増加しているため、耕地面積は1961年の609万ヘクタールをピークに一貫して減少を続

けている。耕作放棄地は2010年で39・6万ヘクタール。滋賀県の面積とほぼ同規模で、同じ年の耕地面積（459・3万ヘクタール）の約1割に相当する。このうち、耕作可能な土地は19万ヘクタールで、残りは荒廃していて現状では耕作できない状態という。

担い手による農地利用を見ると、担い手の利用面積は226万ヘクタール（10年現在）で、農地面積全体の49・1%を占める。20ヘクタール以上の経営体が耕作する農地面積は119万ヘクタール（同）で、土地利用型農業の農地面積全体の32%。10年前の21%から10ポイント以上上昇した。法人経営体数は1万2、511（同）で、10年前の5、272から2倍以上に増加した。

農地の集約や流動化、農家の経営規模拡大に関する組織はいろいろあるが、この中で農地中間管理機構に取って代わられることになるのが1970年に創設された農地保有合理化法人（各都道府県農業公社）だ。農業公社による農地の流動化は売買が原則。使われていない農地などを買い取り、経営規模拡大を目指す農家などに売り渡す「農地の中間的受け皿」の機能を果たしてきたが、資産価値がある農地を売却するのは農

政 策

家に抵抗感がある。また、公社側も多額の買い取り資金を必要とする上、買い取った農地が売れない場合には不良資産となるリスクがある。

そのため、農業公社によるこれまでの実績は03年で1万1,524ヘクタール、08年で1万3,097ヘクタール、11年で8,027ヘクタールと伸び悩んでいる。農地中間管理事業推進法の成立により農業公社は廃止され、農地中間管理機構が設置される。管理機構は当初、14年度に設置の予定だったが、推進法の成立を受けて政府は13年度補正予算案に関連事業費の一部を計上する検討に入った。「公布から6カ月を超えない範囲内で施行する」と定められている推進法が今年度内に施行されれば、農水省は管理機構を今年度内に前倒しで設置する方針だ。

農地の貸借が主な業務

農地中間管理事業推進法は、農地中間管理機構を創設して農業経営の規模拡大、農地の集団化、農業への新規参入促進などによる農地の利用の効率化と高度化を図り、農業の生産性向上に役立てることを目的に掲げた。

管理機構は、農地の利用の効率化

と高度化促進の事業を目的とする第三セクター方式の一般社団法人が一般財団法人として都道府県に一つ設置する。主な業務は①農地の借り受けと貸し付け②借り受けた農地の改良、造成、復旧、農業用施設の整備③貸し付けるまでの当該農地の管理④耕作放棄地や所有者がリタイア、死亡し耕作放棄地になる恐れがある農地などを借り受けの対象とする。

農地の売買を中心とした農業公社の実績が振るわなかったことを教訓として、管理機構は農家の抵抗感が少ない貸借による農地の仲介を主要業務に位置付けた。ただし、業務には貸借や使用貸借だけでなく農地貸付信託の引き受けによる所有権の取得などが含まれる。借り受けた土地には国費を投入して、管理するだけでなく大規模化などの基盤整備などを実施し、借り手には経営規模の拡大と集約化された農地が借りられる利点があるという。

推進法は、中間管理機構が事業を始める前に事業規程を定め、都道府県知事の認可を受けるよう義務付けている。事業規程では、事業を重点的に実施する区域の基準、借り受ける農地の基準、農地の借り受け方法、農地利用配分計画の決定方法など「農地の借り受けと貸し付けに関す

る全体のルール」(農水省)を定めることにしている。このほか、相談や苦情に対応するための体制に関する事項などが盛り込まれる。管理機構は、農地の所有者から申し出があれば借り入れに関して協議をするとともに、必要があれば管理機構の方から所有者に協議を申し入れることができる。

管理機構は農地の借り受けに当たり、農水省令に従い定期的に、機構が定める区域ごとに希望者を募集し、農地の貸付先は管理機構が農地利用配分計画を作成して明らかにする。農業法人や大規模家族経営の農家、企業、新規就農者などが主な貸付先となりそうだ。配分計画では、貸付先の氏名や名称、住所と貸し付ける農地の所在地や面積、貸借の方法や期間などを定める。配分計画は知事の認可を受けなければならないが、管理機構は配分計画を定める際、市町村に対して情報提供などの協力や、配分計画案の作成と提出を求めることができる。市町村は協力する場合、必要に応じて農業委員会の意見を聞くことができる。知事が配分計画を認可すれば公告し、知事の公告をもって貸借権や使用貸借権が設定されるため、個々の農地の権利移動に必要な農地法に基づく農業委員

会の許可は必要ない。

管理機構は、配分計画の決定などを除く業務の一部について、知事の承認を受けた上で第三者に委託することができる。他の関係機関も巻き込んで事業を効率的に実施するのが狙いで、委託先には市町村やJANAなどが想定されているようだが、民間企業も対象になる。

貸し付けられない農地は契約解除も

推進法には、農地の仲介業務が暗礁に乗り上げるのを防ぐとともに、適正な運営を求める規定も盛り込んだ。農地として利用することが著しく困難な場合、借り受けはしない。借り受けた農地の貸付先が見つからず「塩漬け」になるのを防ぐため、「相当の期間を経過しても貸し付ける見込みがない」ときは、借りた農地の貸借契約の解除を管理機構に認める。また、農地の貸付先は農地の利

◎町村週報のご購読◎

「町村週報」の購読を希望される方は、はがき、FAXまたはEメール(konhou@zck.or.jp)にて、全国町村会広報部までお申し込み下さい。

★年間購読料1,500円(送料込み)
★請求書を送付いたしますので、折り返しお振り込み下さい。

政 策

用状況を管理機構に報告することが義務付けられ、農地が適正に利用されていなかったり、正当な理由なく報告しなかったりした場合は、管理機構が知事の承認を受けて貸出先との契約を解除することも可能だ。

一方、知事は管理機構に対し事業の監督上必要な命令を出せるほか、適正な運営を確保するため、必要に応じて機構に業務報告を求め、立ち入り検査を行う。機構が事業を適正にしていない場合や、法令違反があった場合などは指定を取り消す。管理機構の役員を選任、解任するときも知事の認可が必要だ。役員が事業規程に違反したり、事業の実施状況が著しく不十分で職務の続行が不適当と認められたりした場合は、知事が機構に当該役員の解任を命じる。このように、管理機構に対して強い権限を知事に持たせている点が推進法の特徴と言えるだろう。

農地中間管理機構の創設をめくつては、政府の産業競争力会議、規制改革会議での提言を受けて当初の方針から変更した箇所がある。当初は管理機構の公正・適正な運営を確保する目的で機構内に運営委員会を置く方向だったが、機構の責任ある執行体制を強化すべきだとの提言が出たことを踏まえ、運営委員会の設置

は見送った。代わりに評価委員会を機構内に設置し、事業の実施状況を評価して機構の代表に意見を述べる方式を採用した。

また、事業の委託では当初、市町村に対し再委託を認める方針だったが、「再委託は無責任になるのはいか」と提言があったことを踏まえ、再委託は認めないことにした。

農水省は来年度予算概算要求で、農地中間管理機構による農地の集積・集約化事業に1,039億円を計上した。管理機構の創設と借り受ける農地の賃料、管理費、基盤整備などに655億円を要求。さらに、管理機構にまとまった農地を貸し付ける地域や農家への協力金の支払いに140億円、農地基本台帳の電子化・地図化に対する支援事業に126億円をそれぞれ要求している。今後10年間で140万ヘクタールの農地を担い手に集約させるのが目標だ。政府は11月26日の「農林水産業・地域の活力創造本部」（本部長・安倍首相）で、1970年から本格導入したコメの生産調整（減反）について、2018年度をめどに見直す方針を正式決定した。管理機構の創設と合わせて、国内のコメ政策は大きな転機を迎えていると言える。

（時事通信内政部記者 日高広樹）

町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

● <http://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。



kouhou@zck.or.jp

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)でお願いいたします。

調査室レポート

調査室レポート 第4回

真の「自治体の国際化」を目指して

熊本県芦北町

芦北町における
国際交流の展開

八代市から南に列車で約40分、不知火海（八代海）に面した人口2万人弱の熊本県芦北町は、約20年前から町是に「国際化」を掲げ、町を挙げて国際交流に取り組んでいる。

「町長に就任した（平成6年）頃、『自治体の国際化』や『国際交流』という言葉が世間を賑わせていましたが、本当に実のある国際交流ができていくのか、単なるパフォーマンスと化しているのではないかと疑問に感じていました。まず、わが町にとって国際化や国際交流とはどうあるべきか考えよう。そこからのスタートでした」（竹崎町長）



さつそく町内外の国際交流関係者・経験者を中心に「芦北町国際化・国際交流検討委員会」を設置。その答申を受けて、平成8年には町民の英国派遣事業を開始した。平成24年までに計78人、平成25年には中高生7人（引率を加えて10人）が派遣され、英国の歴史や文化の学習、現地の住民や子供たちと交流した。



▶カンボジア・プレイベン県センソック村に「芦北ひまわり第4学校」を贈呈（右：竹崎町長）

かけ、その売上金が寄付されている。近隣の大野小学校では、児童の手によって米とサラタ玉ねぎが栽培され、その収益金が寄付されている。そのほか町民の善意の積み重ねによってこれまでに4校の贈呈が実現し、現在は5校目の贈呈に向けて活動中である。平成13年から現地カンボジアの贈呈した学校などに子供たちを派遣し、現地の子供たちとの交流やカンボジアの歴史の学習を行うなどしており、これまで6回にわたって156人を派遣した。

国際交流に力を注ぐことの意義を町長は次のように語る。「すべては21世紀を担う子供たちのためです。次代を担う子供たちのために何ができるのか、何が残せるのかを基本理念に据えています。国際交流も文化事業もスポーツ振興も農業政策も環境政策も、すべてはここに帰結、収斂していきます。子供は感性豊かで柔軟性に富む心を持つ。海外への派遣は、視野を広げ、懐を深くし、自身、自分の家族、あるいは自分の町、自分の国を見直す良い機会になります。人間そのものが成長します」

以前は国際交流に予算を投じることにについて批判もあったが、今はなくなつたそうである。町長は言う。「もちろんだハード事業も必要ですが、

調査室レポート

町職員を
青年海外協力隊に派遣

芦北町では、平成12年、九州の町



▲町内在住の小中学生をカンボジアに派遣。現地の子供との交流を楽しんだ

村では初めて、町職員を青年海外協力隊員として派遣できる条例「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例」を制定した。条例によって、町職員は現職のまま青年海外協力隊に参加でき、赴任期間中も従前の7割の給与を受け取ることができるとなった。

「国際交流事業でアジアの発展途上国を訪れた際に、頑張る青年海外協力隊の姿を目の当たりにしました。ところがJICA（国際協力機構）の方によれば『職場の理解が得られずに会社を辞めて海外に行かざるをえない人も多く、帰国後にあらためて就職を考えなくてはならず困っている』のだ。私はそれを聞いて、自治体が範となり率先して職員を派遣しようと思いました」（町長）

平成13年以降、これまでに3名の職員が中南米やアフリカの3カ国に派遣されている。

最初に手を挙げてニカラグアに赴

任した寺川廣治さん。「学生の頃から青年海外協力隊に関心はありましたが、何か専門的な資格や技術がないと応募できないと思っていました。町が条例を制定したのをきっかけに募集要項を調べてみると、実は専門的な資格や技術がなくても応募できる枠があることに気付きました。このまま役場にいてもなかなか外の世界を見るチャンスは少ない。良い経験になると思って、思い切った志願しました。」

志願した際に、町長からは「安心して行け。君の机はちゃんと空けておく」と言われたという。また、2人目に手を挙げてポリビアに派遣された上野友晴さんに至っては、参加に反対する家族を町長自ら説得したのだとか。

3人目の宮本武蔵さんは、役場に採用される前に英国に語学留学していたが、「英国だけでなく途上国についても知るべきだと思いました。せっかく現職参加制度があるのだから行きたい」と応募し、ガーナに赴任した。

現地では、水道の敷設事業、井戸の掘削事業のフォローアップ、現地NGOの業務管理など与えられたミッション以外に、各自創意工夫して地域住民の生活支援に取り組ん

だ。

「井戸ができて村に水が供給されるようになったのは良いのですが、ポンプの電気代の負担が新たに発生しました。そこで住民の現金収入を作ろうと、パンづくり、ウールの手づくり、ピアスの販売などを指導しました」（上野さん）

「土壌が火山灰質だったので、住民は作物が育たない土地だと思い込んでいましたが、土壌分析をしてみたら作物は問題なく育つことがわかったので、現地のNGOと連携して家庭菜園づくりを指導しました」（寺川さん）

現地での生活は、「すべて日本ではありえないことが起こります。ありえないことが起きている状況の中に自分がいるというのが、ポジティブに感じられました」（宮本さん）。「日本に比べると毎日同じことの繰り返しですが、向こうでは毎日が違います」（寺川さん）と、新しい発見の連続だったという。

現地での経験は、役場での業務にどのように活かされているのだろうか。

「役場にいると、ややもすると自分分は役所の人間だから住民の上に立っているという意識に染まりがちです。ところが現地では、自分の思

調査室レポート

◀青年海外協力隊員として派遣された町職員(左から寺川廣治さん、上野友晴さん、宮本武蔵さん)



い通りにはまったく進まない。相手と同じ目線で物事を考え、一緒に問題を解決していくことの重要性を学びました」(寺川さん)

「人間関係、信頼関係が大切であることを学びました。なにか物事をさせることは簡単ですが、それを続けてもらうためには、人間関係や信頼関係が不可欠です」(宮本さん)

町長も「派遣されていない職員に比べると一皮も二皮も剥けており、

どのポジションに行ってもしっかりと仕事をします。海外で視野を広げているので、視野狭窄的な考えに陥らず、幅広く、柔軟性をもって仕事に取り組んでいます」と評価する。インタビューの最後に、将来、青年海外協力隊に応募を考えている町職員に対するメッセージを尋ねた。

「思ったときに行動に移した方がよいですよ。会議で他町村の職員に会った時に『実は私も行きたかったです』とよく言われます。後で後悔するくらいなら、思い立ったらすぐに誰かに相談して行動に移した方が、人生の幅が広がりますし、ひいては町村のためにもなると思います」(寺川さん)

「人生の中で行けるタイミングって限られていると思います。今だったら行けるかなと思ったときに行かないと一生行けなくなる。だから、チャンスだと思ったときに行った方がよいと思います」(上野さん)

「自治体の国際化」を目指してできること

「自治体の国際化」が叫ばれて久しいが、町長の言葉を借りれば、「国際交流協会」と名のつく組織は全国

各地にあるけれども、ほとんどが形骸化しているのが実状」である。芦北町の取り組みからは、「何のため国際化・国際交流を行うのか」「いまいちど熟考する必要性を認識させられる。

国際化・国際交流の目的について竹崎町長の考えは明確であり、その答えは「人材育成」である。子供、町職員、その他町民も含めた人材育成の一手段として国際交流を取り入れている。

そのことが町民に共有されているからこそ、カンボジアに学校を贈る運動をはじめとした町の国際交流が、草の根的に10年以上にわたって継続できているのではないだろうか。

また、行財政改革によって人員削減が進み、職員1人あたりの事務量が

減が進み、職員1人あたりの事務量が減る中で、職員を約2年もの間青年海外協力隊員として派遣するのは、相当に思い切った判断と言える。自治体の職員が青年海外協力隊に現職参加するためには、派遣条例が自己啓発等休業制度の条例化が必要だが、条例を制定している自治体の数は限られている。JICAの把握している範囲(平成24年12月時点)では、派遣条例を制定している市区町村は350程度、うち町村は60程度であり、まだまだ町村の取り組みは少ない。しかし、芦北町の取り組みは、町村においても自治体の国際化を目指してできることはたくさんあることを教えてくれる。

全国町村会 総務部 調査室長 坂本 誠

JICAでは、自治体職員の採用試験時に青年海外協力隊員としての派遣経験を評価してもらえないかと呼びかけている。賛同する自治体は増えており、青年海外協力隊など国際貢献経験を有する者について特別に採用枠を設ける自治体は4県9市、選考に際して優遇措置をとる自治体は3県2市、社会人採用枠での採用時に職務経歴として青年海外協力隊員としての派遣経験を記入できる自治体は10道県9市1町(＋東京都特別区)にのぼる。

唯一、町村として制度を設けているのは北海道喜茂別町。同町総務課の担当者によれば、実際に青年海外協力隊の経験者が1名採用されたことである。

がんばってます、東北！

復興だより



普代フェア in 普代村ではフェアの立役者でもある盛岡の飲食店「ヌッフデユパ」の伊東代表が参加者にメニューの解説

2012年2月26日、震災後空き店舗となっていた「普代駅食堂」は、大勢の人で賑わっていました。それは、「ふだいの昆布で村おこし！」プロジェクトの一環として、いつもは盛岡市で行われる「普代フェア」を地元村民にこそ体験してもらおうと村が企画したイベントが開催されていたからです。前売りチケットを購入して楽しみに待っていてくれた方々は、これまでに見たことも、味わったこともないようなメニューに感心しながら、豊かな地元食材の美味しさとその可能性を再認識したようでした。

普代ブランドに夢を描いて 岩手県普代村

震災を乗り越えて

2009年から、村の特産品である「昆布」を使って、村を盛り上げていこうという「ふだいの昆布で村おこし！」プロジェクトが動き出しました。ところが、プロジェクトが軌道に乗り始めた矢先に起きた、東日本大震災。沿岸部の他の市町村に比べれば、被害は少なかったものの、漁業施設などは大きな痛みを被り、「ふだいの昆布で村おこし！」プロジェクトの続行が危ぶまれました。それでも、このプロジェクトの中核をなす「普代フェア」は、冷凍で保存されていた昆布などを活用して、震災からわずか8カ月後の2011年11月に開催することができたのです。開催地盛岡の飲食店・販売店の協力や支援なくしては成し得なかったことでした。こうして震災を経て、プロジェクトは、村おこしを目的とするだけでなく、村の復興に対する村内外の強く熱い思いも、その原動力となっていきました。



昆布を活用した新商品の試食会

力を合わせて

2012年には、特産の昆布をそのまま売るだけでなく、昆布をテーマに商品を開発してもらおうとあらゆる事業者に呼びかけを始めました。ただ新商品を公募するのではなく、食品加工やマーケティングなど専門家からのアドバイスを受けられるよう、村の事業者を対象とした商品開発セミナーを開催するなどして、役場が事業者をサポート。そうして、これまでの常識を覆すような新商品が誕生しました。2013年2月には発表会と試食会が行われ、正式に商品化。普代駅に隣接する「ふだいのアンテナショップ」や、盛岡市内の産直施設などで常時販売できるまでになりました。新商

品で注目を集めることで、昆布を提供する漁業者の励みにもなり、村全体で村の魅力を発信しているとの関係者はみな実感しています。

村そのものをブランドに

「普代ブランド」とは、何か特定の食材の知名度を上げるのが目的ではなく、生産者、事業者、村民、漁協、商工会、行政、支援機関が連携して、工夫し、支え合い、補い合うことで、村そのものがブランドとして確立していくことを目指しているもの。「復興」を掲げて前へ進むだけでなく、村の中から元気になり、外へ発信していくことで、震災以前よりもっともっと発展していくだろうと、村の未来を思い描いています。



新商品を開発した事業者のみなさん

随 想

随 想

子どもたちが誇れる
ふるさとづくり

福岡県大任町長 永原 謙二



しめる1日滞在型、日本最大規模を誇るものとなっております。

道の駅は、天然温泉や露天風呂、薬石浴、サウナなどが楽しめる「さくら館」、新鮮野菜や魚、弁当、総菜が買える物産館や焼き立てのパンやたくさんの軽食が楽しめるフードコート、1億円トイレなどが並ぶ「もみじ館」、電動遊具や大型コンビネーション遊具が配置され、休日にはお弁当を持参した家族連れがよく訪れている「親子ふれあい広場」の3つのゾーンで構成されています。また、臨時駐車場と合わせて収容台数約500台を超える大駐車場を完備していますが、連休の晴れた日にもなると駐車場も満車になるほどの大盛況で、町に大きな活力を与えてくれています。

道の駅の平成25年9月末現在の売り上げは約27億円、町へは2億6000万円の寄付金と入湯税約3千300万円が入っています。来場者数も約380万人にのびりました。近隣では他の追従も許さない勢いで大成功しています。

道の駅の物産館に地元産のものが少ないとの声を聞き、町でどうにかできないかと考え、町でブランドを作ろうと計画しました。

ハウス栽培施設である「おおとう観光農園」を整備。キュウリやトマト、ナスなどを出荷し、全て完売しています。マングローブやキンカンなどの南国フルーツも順調に生育中で、2・3年後には出荷できる見込みとなっています。また、じじみの養殖場「大任しじみセンター」において日本でも例がない、しじみの養殖に

我が町は挑戦しました。今、稚貝がスクスクと育っていて、2年後には出荷できる見込みです。続いて「納豆工場」です。今、国の政策で農地の半分が休耕田になっています。そこに大豆を植え、地元産の大豆を使って、納豆や豆腐を作ろうと計画しています。これらの施設が全て稼働し始めると雇用も生まれ、町の活性化にも大いに貢献してくれるものと期待しております。

さらなる町の発展を目指して

教育改革で地域活性化
地域活性化で忘れてはならないのは、お金を回して経済を活性化させ、雇用を生むことだけでなく、人材を育てるための環境整備が必要になってきます。そこで私が現在行っているのは、低迷する学力を底上げするための『教育改革』です。町では、福岡県下でも初めての取り組みとして、平成24年4月から無料で受講可能な公的塾として「おおとう未来塾」を開設しました。小学校高学年や中学生を対象に、町が講師を雇い、軽食と送迎付きの上、無料で行っております。子どもたちに毎日勉強する習慣を身に付けてもらうために、行政も学校も力を合わせて頑張っています。

おわりに
私は、民間出身の町長です。町の舵取り役を任されて8年が過ぎ、現在3期目を務めさせていただいています。今後、民間型の発想で、活力のなかった町を元気づけていきたいと考えております。道の駅や観光農園、しじみの養殖場など珍しいものがたくさんございますので、皆さん、ぜひ一度お越しください。

大任町は福岡県の北東部に位置し、九州と大分や熊本方面を結ぶ観光ルートの中継地点にあり、田川郡のほぼ中央にあります。東は岩石山壘を隔てて赤村に隣接し、北と北西部は香春町と田川市に接し、西は大峰丘陵を隔てて川崎町に接し、南は添田町に連なっています。町の中央を南北に彦山川が貫流する低地帯(田川盆地)で、周囲は丘陵地帯となっています。広さは、東西3・6km、南北7・2km、総面積14・24kmです。目に見えるまちづくりについて

町がある田川地域は、産炭地域で日本近代化産業の先進地でしたが、石炭から石油へとエネルギーの転換が行われ、あつという間に廃れていきました。現在では、人口の減少も著しく、町は過疎地域に指定されています。私が町長に初当選したのは、51歳の時でした。廃れ行く町をこのままにはしておけない、なんとか変えてみせよと一大決心いたしました。そこで力を入れたのが、目に見えるまちづくりです。

彦山川に水辺公園を作る
これは、約6億円かかる事業になりました

した。町にはお金がありませんので、河川をきれいにしたいし、子どもたちの学習の場も提供したいと、国土交通省へ陳情し、完成したのが水辺公園です。
日本一のさくら街道を作る
町を縦貫する大任中央線の整備に取りかかりました。ここに「日本一のさくら街道」を推進しました。もちろん多くの反対もありましたが、目に見えるまちづくりの信念を貫き、6・4kmに桜や紅葉を植栽し、今では、町の名物になっています。

老朽化した町営住宅の建て替え
古い住宅は、台風や大雨によってダメージを受けやすく、毎年6千万円にもおよぶ補修費がかかっています。建て替わった町営住宅は、分譲住宅ですかと問われ、合わせがあるほどきれいなもので、住んでいる人たちも大変喜んでいました。また、さくら団地は、国土交通省から局長表彰をいただきました。

道の駅おおとう桜街道の建設
平成22年10月16日にオープンした道の駅おおとう桜街道。町が100%出資した株式会社が運営する、親子3世代が楽



車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

大切なマイカーには…

全国町村等職員の**自動車共済** + **上乗せ 車両共済(保険)**

のご加入がオススメです!

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら!

- 無事故による割引で新規から **41% (保険料) 割引**
(ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。)
- 集団扱年一括払いによる割引で更に **5% 割引**
- 保険料分割払(12回)も選択可能です。
(保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払いの5%割引の適用はありません。)

さらに

無料ロードサービスがついてきます。
ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。JAFにお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。
●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など

- ◎1年間事故が無かった場合は、翌年の等級は1等級上がります。
事故によって車両共済(保険)をご利用された場合は、事故件数1件につき3等級下がります。

- ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
- ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里
(取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。
詳細については、取扱代理店(千里)または損保ジャパンにお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉(株)損害保険ジャパン営業開発第2部第3課 03-3593-6456

SJ13-09078(2013.11.14作成)

町村から日本を元気にする

JAPAN

町イチ! 村イチ!

町イチ! 村イチ! 2014

日時

2014年1月11日(土)12:00~19:00
1月12日(日)10:00~17:00

会場

東京国際フォーラム 展示ホール/ロビーギャラリー
サテライト会場:有楽町駅前地上広場

主催

全国町村会

*掲載されている特産品、伝統芸能などは場合により、出展がない場合がございます。ご了承ください。
*混雑が予想されますので、会場の一部で入場制限をさせていただく場合がございます。

入場
無料

2014